

業務従事者賃金支給計画書

【様式2】

本業務に配置する従事者の支給予定賃金等を、次の表に基づき従事者毎に記載してください。なお定期清掃等臨時の業務従事者や代替要員は除きます。

業務名 北野生涯学習センター本館及び別館施設清掃業務

■労働条件に係る事項 ※この様式を複数枚作成するときは最初のページに記載してください。

就業規則・雇用契約書を基準とし記載してください。

ア 通常の正規労働者の1日の所定労働時間は()時間/日である。

イ 通常の正規労働者の1週間の所定労働時間は()時間/週である。

ウ 通常の正規労働者の1月の所定労働日数は()日/月である。

業務從事者賃金支給狀況報告書

【様式3】

本業務に配置する従事者の支給予定賃金等を、次の表に基づき従事者毎に記載してください。なお定期清掃等臨時の業務従事者や代替要員は除きます。

業務名 北野生涯学習センター本館及び別館施設清掃業務

■労働条件に係る事項 ※この様式を複数枚作成するときは最初のページに記載してください。

就業規則・雇用契約書を基準とし記載してください。

ア 通常の正規労働者の1日の所定労働時間は()時間/日である。

イ 通常の正規学働者の1週間の所定学働時間は()時間/週である

ウ 通常の正規労働者の1月の所定労働日数は()日/月である

（報告書、記載箇道の旨、監査、要旨書根示、差し、支拂、実際、要旨書根示、指達の事、也）。

相 千 力 目

問答看

代表者名

目

業務従事者賃金支給計画書

【様式 2】

本業務に配置する従事者の支給予定賃金等を、次の表に基づき従事者毎に記載してください。なお定期清掃等臨時の業務従事者や代替要員は除きます。

業務名 ○○○○序舎清掃業務

従事者No.	年齢区分	従事者区分	所定労働時間			所定と労働の月数	基本給形態(金額)	月支給額内訳 (時給・日給は月額合計)		月支給合計③ (①+②)	社会保険の加入			
								給与A ①	給与B ②		雇用保険	健康厚生年金		
			日	週	月			基本給	通勤手当					
1	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C	8	40	173.3	21.6	月給・日給・時給 (173,300)円	173,300	10,080	208,380	○	○		
2	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C	5	20	86.7	17.3	月給・日給・時給 (1,000)円	86,700	8,500	95,200	○	×		
3	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C	4	12	52	13	月給・日給・時給 (3,600)円	46,800	6,500	53,300	×	×		

従事者
No.1
(月給)
日/月

想定40歳未満・経験6年以上 9:00~18:00(休憩60分) = 8時間勤務/日 × 週5日勤務(土・日曜休日) = 40時間/週
365日/年 - (休日105日(土・日曜日)/年) × 8時間 ÷ 12カ月 = 173.3時間/月、365日/年 - (休日105日/年) ÷ 12カ月 = 21.6

従事者
No.2
(時間給)
65歳以上

65歳以上・経験5年未満 9:00~14:00 = 5時間勤務 × 週4勤務(金・土・日曜休日) = 20時間/週
(365日/年 - 休日157日/年) × 5時間 ÷ 12カ月 = 86.7時間/月、(365日/年 - 休日157日/年) ÷ 12カ月 = 17.3日/月
基本給 86,700円(時給1,000円 × 月所定労働時間 86.7時間) + 8,500円(通勤手当500円/日 × 月所定労働日数17日) = 95,200円

従事者
No.3
(日給)
65歳以上

年間所定労働時間や月所定労働時間の算出ができない場合
想定40歳以上65歳未満・経験1年 9:00~22:00の間で実労働4時間
①おおよそ週3日勤務程度(週4休程度・休日不定) × 4時間勤務 = 12時間/週、週3日 × 4.3週/月 = 13日/月 × 4時間 = 52時間/月

40歳未満
40歳以上
65歳以上

雇用保険加入者の総支給額合計
No.1+No.2

従事者1～従事者3に支払う賃金額における、労災保険対象額の合計額を記載すること。一時金や賞与等の給付があった場合は、それらも含めた対象額を記載すること。

A

B

4,482,560

3,842,960

就業規則・雇用契約書を基準とし記載してください。

ア 通常の正規労働者の1日の所定労働時間は(8)時間/日である。

労災保険対象額

内雇用保険対象額

イ 通常の正規労働者の1週間の所定労働時間は(40)時間である。

【加入要件概要】雇用保険：年齢に関わらず所定労働時間が週20時間以上ある者

ウ 通常の正規労働者の1月の所定労働日数は(21.6)日/月である。

健康保険・厚生年金：所定労働時間・所定労働日数がおおよそ正規労働者の4分の3かつ①健康保険は75歳未満の者②厚生年金は70歳未満の者
介護保険：健康保険加入者かつ40歳以上65歳未満の者